

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月22日
【会社名】	株式会社アベルコ
【英訳名】	AVELCO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 一成
【本店の所在の場所】	東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
【電話番号】	03(3853)3391(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 永澤 正博
【最寄りの連絡場所】	東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
【電話番号】	03(3853)3391(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 永澤 正博
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年4月22日開催の取締役会において、平成25年10月1日（予定）をもって、会社分割により当社の100%子会社である株式会社アベルコ分割準備会社（以下、「承継会社」といいます。）に当社の営む一切の事業（ただし、会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする事業を除く。）を承継させることを決議し、平成25年4月22日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。（以下、「本吸収分割」といいます。）これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 本吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年4月22日現在）

商号	株式会社アベルコ分割準備会社
本店の所在地	東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 岡本 孝一
資本金の額	50百万円
純資産の額	50百万円
総資産の額	50百万円
事業の内容	タイル・住宅設備機器・衛生設備機器・空調機器・管材・輸入石材の卸販売及び設計施工・工事請負

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

承継会社については、平成25年4月2日に設立した会社で確定した事業年度がありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社アベルコ	100%

当社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	承継会社は当社の100%子会社であります。
人的関係	当社取締役が承継会社の役員に就任しております。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本吸収分割の目的

当社は、当社、連結子会社1社、非連結子会社1社の従来からの当社グループに加えて、平成25年5月1日にインテルグローグループの完全子会社化を予定しております。これらグループ会社の拡大は、収益性の向上、営業地域を含めた業容の拡大を図ることを目的としており、更にグループ内のシナジー効果を高めるために、本吸収分割による持株会社体制へ移行し、機動的な事業運営を行うと共に、競争力をより高めるためグループ経営戦略の策定とその推進に取り組むため、持株会社体制を実施いたします。

(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容、その他の本吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であります承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割方式にて行います。

本吸収分割の日程

分割契約承認取締役会（当社及び承継会社）平成25年4月22日

分割契約締結 平成25年4月22日

分割契約承認臨時株主総会（当社） 平成25年6月14日（予定）

分割効力発生日 平成25年10月1日（予定）

なお、本吸収分割は、承継会社においては、会社法第796条第1項本文に規定する略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に係る株式の割当てその他の対価の交付はありません。

その他の本吸収分割に係る吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成25年4月22日に締結した吸収分割契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割に係る株式の割当てその他の対価の交付はありません。

(5) 本吸収分割後の承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アベルコ (平成25年10月1日付で、現在の「株式会社アベルコ分割準備会社」から「株式会社アベルコ」に商号変更予定)
本店の所在地	東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 岡本 孝一
資本金の額	50百万円
純資産の額	50百万円
総資産の額	50百万円
事業の内容	タイル・住宅設備機器・衛生設備機器・空調機器・管材・輸入石材の卸販売及び設計施工・工事請負

(6) 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社アベルコ（本店所在地：東京都足立区鹿浜三丁目3番3号）（以下「甲」という。）と株式会社アベルコ分割準備会社（本店所在地：東京都足立区鹿浜三丁目3番3号（以下「乙」という。）とは、甲の事業を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第4条において定義する）をもって、吸収分割の方法により甲が営む一切の事業（ただし、会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする事業を除く。）（以下「本件事業」という。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 本件吸収分割により、本件事業に関して甲が有する資産、債務その他の権利義務のうち、甲は、別紙記載の資産、債務その他の権利義務を本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に移転する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第3条（吸収分割に際して交付する株式・金銭等）

乙は、本件吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第4条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日は（以下「本件効力発生日」という。）、平成25年10月1日とする。但し、本件吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要がある場合は、甲及び乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（甲の手続き）

甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認、法令に定める監督官庁の承認その他の関連法令に基づき必要とされる手続を行うものとする。

第6条（乙の手続き）

乙は、本件効力発生日の前日までに、法令に定める監督官庁の承認その他の関連法令に基づき必要とされる手続を行うものとする。但し、乙は、会社法第796条第1項本文の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行うものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、且つ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲及び乙協議のうえ、これを実行する。

第8条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲及び乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じた場合、又は本契約締結日時点で把握していた前提条件に変更が生じたことにより本件吸収分割の実行に重大な支障を生ずるか、若しくはこれを著しく困難にするおそれが生じた場合には、甲及び乙協議のうえ本件吸収分割に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本件効力発生日までに第5条及び第6条に定める株主総会における本契約の承認、法令に基づく監督官庁の承認その他関連法令に基づき必要とされる手続を完了できない場合には、甲又は乙は相手方に通知することにより、本契約を解除することができる。

第10条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙の協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月22日

甲： 東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
株式会社アベルコ
代表取締役社長 阿部 一成

乙： 東京都足立区鹿浜三丁目3番3号
株式会社アベルコ分割準備会社
代表取締役社長 岡本 孝一

別紙

承継権利義務明細表

乙は、本件効力発生日において、下記に記載する本件事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継する。承継する資産及び負債は、平成 24 年9 月30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

記

1. 資産（本件事業に属する資産）

（1）流動資産

本件事業に係る受取手形、売掛金、完成工事未収入金、商品、未成工事支出金、材料貯蔵品、前渡金、前払費用等の流動資産。

（2）固定資産

本件事業に係る車両運搬具、工具・器具及び備品の有形固定資産、意匠権、長期貸付金、破産更生債権等、繰延税金資産、敷金及び保証金の投資その他の資産。

2. 負債（本件事業に属する負債）

（1）流動負債

本件事業に属する支払手形、買掛金等の流動負債。

（2）固定負債

本件事業に属する退職給付引当金、長期預り保証金の固定負債。

3. 承継する契約上の地位

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

4. その他

（1）本件事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの。

（2）本件事業に属する知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。

以上